

熊本県産業技術センター 技術支援および施設利用に関する指針

1. 目的と基本方針

本指針は、熊本県産業技術センター（以下、当センター）が、関連法令を遵守し、公正かつ適正な技術支援を行うための基本方針および利用者の遵守事項を定めるものです。

当センターは、県内産業の健全な発展を支援するとともに、知的財産の保護、不正競争の防止、および国際的な平和と安全の維持に寄与することを基本方針とします。

2. 遵守すべき関連法令

当センターおよび利用者は、本指針の運用にあたり、主として以下の法令（以下「関連法令」という）を遵守するものとします。

- ・ 知的財産・公正競争： 不正競争防止法、特許法、意匠法、著作権法等
- ・ 安全保障貿易管理： 外国為替および外国貿易法（外為法）
- ・ 経済安全保障： 経済安全保障推進法

3. 知的財産権の保護とコンプライアンス

当センターは、公正な技術支援を行うため、以下のいずれかに該当する、またはその恐れや目的がある相談・依頼等は受託いたしません。

- (1) 知的財産権の侵害：
他者の特許権、意匠権、著作権等を侵害するもの、およびこれらを目的とするもの
- (2) 技術的制限の回避：
他社製品のプロテクト（チップ、パスワード、認証等）を解析・回避・無効化するもの、およびこれらを目的とするもの
- (3) 不当な模倣：
正当な権限なく、他社の製品・技術を不正に取得・模倣するもの、およびこれらを目的とするもの

4. 安全保障貿易管理への対応

当センターは、日本の先端技術を保護し、国際的な平和および安全の維持を目的として、外為法に基づき、技術提供前（相談・受付段階）に以下の確認を実施します。

- (1) 技術内容の確認:
相談内容が「リスト規制品目^{※1}」に該当する場合、その技術提供が法的に許可を要するものか、提供先や用途を確認させていただきます。
- (2) 提供相手の確認:
外国籍の方、または外国政府等から強い影響を受けている方（特定類型該当者^{※2}）への技術提供については、「みなし輸出」の規定に基づき精査を行います。
- (3) 用途の確認:
支援結果が、大量破壊兵器等の開発や軍事目的に転用されないことを確認させていただきます。

5. 試験結果・報告書等の適正な利用

当センターの公的機関としての信頼性を維持するため、以下の利用を禁止します。

- (1) 不適切な引用・改変:
成績書の一部抜粋や加工等により、事実と反する解釈を与える恐れのある掲載を行うこと
- (2) 誇大広告への利用:
「熊本県認定」「センター推奨」等、熊本県や当センターが品質を保証・認可したかのような誤認を与える表現
- (3) 名称・ロゴの無断利用:
当センターの名称やロゴを商品パッケージ、広告、ウェブサイト、その他媒体等に無断で掲載すること

6. 相談・受入に際してのご協力をお願い

円滑な支援業務遂行のため、利用者の皆様には以下の点についてご協力をお願いいたします。

- (1) 情報の開示:
適切な支援と安全保障確認のため、相談の背景、最終的な利用目的、最終需要者（エンドユーザー）等について、必要な情報の提供をお願いする場合があります。
- (2) 誓約書の提出:
法令遵守（外為法、不正競争防止法等）および適正利用に関し、当センター所定の誓約書の提出をお願いすることがあります。
- (3) 確認期間の確保:

法令に基づく精査が必要な案件には、回答にお時間をいただく場合があります。
余裕を持ったご相談をお願いいたします。

7. 指針に違反した場合の措置

本指針に違反する行為、または虚偽の申請が判明した場合、当センターは以下の措置を講じることがあります。

- (1) 提供中の技術支援および施設利用の中止。
- (2) 成果物（成績書等）の返還要求、および名称・ロゴ使用の差し止め。
- (3) 今後の当センターの施設利用および技術支援の停止。

【用語解説】

※¹ リスト規制品目

外為法に基づき、国際的な合意によって軍事転用のおそれが高いと判断され、輸出や提供に経済産業大臣の許可が必要となる高性能な貨物・技術のリスト（一覧）のことです。

（例：高精度な工作機械、炭素繊維等の先端材料、高性能な演算装置、暗号化ソフトウェアなど）

※² 特定類型該当者

日本国内に居住している方であっても、以下のいずれかに該当し、実質的に外国の強い影響下にあると認められる方のことです。

- ・ 外国の政府、企業、大学等と雇用契約や業務委託契約がある場合（兼業を含む）。
- ・ 外国政府等から多額の資金（生活費や研究費等）の提供を受けている場合。
- ・ 外国政府等から具体的な指示や依頼を受けて活動している場合。